

## 利用者負担額の軽減

介護保険課介護給付係…………… ☎3578-2876～80  
FAX3578-2884

### ▶ ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成

助成を受けるためには、対象者であることを認定してもらう手続き（助成認定申請）が必要です。

対象となる人	<p>次の全ての条件を満たす要介護・要支援認定を受けている人</p> <p>(1)生活保護等を受けていないこと</p> <p>(2)世帯全員が住民税非課税であること</p> <p>(3)世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること</p> <p>(4)お住まい以外に別荘やマンション等の資産を所有していないこと</p> <p>(5)住民税が課税されている人の被扶養者でないこと</p> <p>(6)世帯全員が介護保険料を滞納していないこと</p>
助成内容	<p>訪問介護 訪問型サービス 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 訪問看護 介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>※利用者負担額（10%）のうち、7%を助成します。 ※本人が最初に10%を事業所に支払い、後日7%分を区が助成します。</p>

### ▶ 利用者負担額の助成

助成を受けるためには、対象者であることを認定してもらう手続き（助成認定申請）が必要です。

対象となる人	<p>次の全ての条件を満たす要介護・要支援認定を受けている人</p> <p>(1)生活保護等を受けていないこと</p> <p>(2)世帯全員が住民税非課税であって、本人の年金収入とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えること</p> <p>(3)世帯の預貯金や国債・株式等の総額が500万円以下であること</p> <p>(4)お住まい以外に別荘やマンション等の資産を所有していないこと</p> <p>(5)住民税が課税されている人の被扶養者でないこと</p> <p>(6)世帯全員が介護保険料を滞納していないこと</p>
助成内容	<p>同月に利用した介護保険サービスの利用者負担額が1万5000円を超え、2万4600円以下の部分について、利用者負担額の2分の1を助成します（最高4800円/月）。</p>

※ホームヘルプサービス等の利用者負担金の助成を申請した人で要件を満たす場合は、自動適用になります。

### ▶ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

生計が困難な人に対し、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。ご利用の事業所が、制度を実施している場合に限ります。

#### 対象となる人

要介護・要支援認定を受けている人のうち、特に生計が困難な人  
※申請を希望する人は、事前にご相談ください。ただし、要件により軽減されないこともあります。

#### 助成内容

介護費・食費・居住費等の利用者負担のうち、4分の1を軽減します。ただし、要件により介護費が軽減されない場合があります。

### ▶ 利用者負担額の減額・免除

世帯の生計中心者が災害や失業、死亡等の理由で収入が減少し、利用者負担金の支払いが一時的に困難になった場合、利用者負担金を減額または免除します。

期間は原則3カ月以内です。

減額・免除された場合の 利用者負担割合	減額…5%	免除…0%

## 高齢者 総合相談

### 高齢者相談センター (地域包括支援センター)

高齢者支援課高齢者相談支援係 …… ☎3578-2407～11  
FAX3578-2419

地域の高齢者やその家族の総合相談窓口として主に次のような事業を行います。

#### ▶ さまざまな問題への相談（総合相談）

介護保険制度や区のサービスの説明、受け付けを行います。

#### ▶ 介護予防の取り組み (介護予防ケアマネジメント)

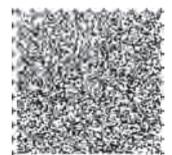
介護予防・日常生活支援総合事業のサービスが適切に行えるように、ケアプランの作成等を行います。

#### ▶ 高齢者の権利（権利擁護）

振り込め詐欺や悪質商法の被害にあわないように、警察や消費者センターと協力して対応します。また、認知症等によって財産管理に自信がなくなった際は、相談に応じます。

#### ▶ 暮らしやすい地域 (包括的・継続的ケアマネジメント)

地域のケアマネジャーの仕事が円滑にできるよう、支援、指導を行っています。



## 在宅医療・療養に関する相談

港区在宅療養相談センター……………☎6435-0758  
FAX5476-0208

在宅療養生活全般に渡る、医療・療養・介護に関する相談に応じます。

## 介護予防・健康

### 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者支援課介護予防推進係……………☎3578-2930  
FAX3578-2419

要支援1・2と認定された人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業（みんなの教室・みんなでトレーニング）」があります。

#### ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2の人と、事業対象者が利用できます。）

訪問型サービス	訪問介護サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行います。
	生活援助サービス	ホームヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が調理、洗濯、掃除、買物等の生活援助を行います。
	相互支援サービス	住民等が話し相手となり、話を聞きながら洗濯や掃除等の簡易な生活援助を行います。
通所型サービス	通所介護サービス	高齢者在宅サービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴等の介護サービス、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等を行います。
	みんなの倶楽部 （住民主体型介護予防事業）	区が養成した介護予防リーダー（住民）が企画・実施するさまざまなプログラムを楽しみながら、体も動かし介護予防に取り組める講座です。
	みんなと元気塾	いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義等を行う各種講座です。

いきいきプラザ



高齢者

#### ▶ みんなと元気塾（介護予防・生活支援サービス事業）

いきいきプラザ等で、専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義等を行う各種講座です。

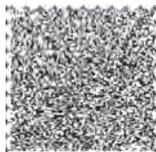
👉 **対象** 要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人または事業対象者と認定された65歳以上の区民

👉 **申し込み** 各いきいきプラザ、介護予防総合センター（ラクっちゃ）等  
→「施設・ダイヤルガイド」（P.145～146）を参照

#### ▶ みんなの教室・みんなでトレーニング（一般介護予防事業）

👉 **対象** 65歳（一部60歳）以上の区民

👉 **申し込み** 各いきいきプラザ、介護予防総合センター（ラクっちゃ）等  
→「施設・ダイヤルガイド」（P.145～146）を参照



## 認知症予防・支援事業

高齢者支援課高齢者相談支援係 … ☎3578-2407～11

### ▶ 認知症初期集中支援事業

専門医や専門職による認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族に対して、医療機関の受診や介護サービスの利用を支援します。

- ▶ **対象** 在宅で生活をしている認知症が疑われる人または認知症の人で、医療サービスもしくは介護サービスを受けていない人
- ▶ **お問い合わせ** 各高齢者相談センターにお問い合わせください。  
→ P.147を参照

### ▶ みんなとオレンジカフェ

認知症の人やその家族、認知症の疑いのある人が気軽に相談や交流ができる場所です。

- ▶ **対象** 認知症の人、認知症の疑いのある人やその家族、認知症予防に関心がある人
- ▶ **内容** 認知症予防プログラムや講話、認知症の相談等
- ▶ **費用** 1人200円

## 認知症高齢者見守り事業 (認知症サポーター養成講座)

高齢者支援課高齢者相談支援係 … ☎3578-2407～11  
FAX3578-2419

認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を支える応援者(認知症サポーター)になるための講座です。

- ▶ **対象** 区内在住・在勤・在学者で、原則10人以上の団体
- ▶ **内容** 講義(認知症の理解や認知症の人と接するときのポイント等) 希望の日時と場所を相談の上、講師を派遣します。

## 介護にあたる家族等への支援

高齢者支援課高齢者相談支援係 … ☎3578-2407～11  
FAX3578-2419

### ▶ 介護家族の会

高齢者を介護している介護者同士が、介護についての悩みや不安を共有しあい、介護の工夫等の情報交換を行っています。

- ▶ **対象** 高齢者を介護している介護者
- ▶ **お問い合わせ** 各高齢者相談センターにお問い合わせください。  
→ P.147を参照

## 社会参加

### チャレンジコミュニティ大学

高輪地区総合支所協働推進課地区政策担当 … ☎5421-7123  
FAX5421-7626

高齢者や今後高齢者になる世代が今まで培ってきた知識・経験を地域に生かし、生きがいのある豊かな人生を創造し、また、学習を通じて、個々の能力を再開発することをめざしています。さらに、地域の活性化やコミュニティの育成の原動力として積極的に活躍する地域活動のリーダーを養成することを目的として開設しています。

- ▶ **対象** 区民で60歳以上の人または民生委員・児童委員

## 教養・娯楽の活動

### いきいきプラザ・芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ(あいぷら)

各総合支所管理課施設運営担当 …………… P.24・25参照

60歳以上の人の趣味やレクリエーション・学習活動の場、介護予防や健康づくりの場、区民の交流や地域活動の場として、いきいきプラザ16館、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ1館を設置しています。これらの施設では、高齢者の憩い、交流の場として、敬老室等を開放しています。

いきいきプラザには浴室を設置し、決められた日時に自由に利用できるようにしています。

また、各種教室・事業、介護予防事業、さわやか体育祭、ほのぼの作品展、外出事業、世代間交流事業のほか、はり・マッサージサービス、会食サービス等、高齢者を対象とした事業を実施しています。

この他、区民の交流や自主的活動等の場として、集会所等の貸し出しも行っています。

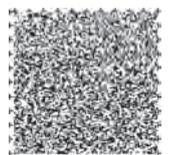
→「施設・ダイヤルガイド」(P.145・146)を参照

### 老人クラブ

各総合支所協働推進課協働推進係 …………… P.24・25参照

おおむね60歳以上の人で構成された、会員数30人以上の団体です(令和4年4月現在47クラブ)。生きがいと健康づくりを目的として活動しています。

また、区ではこれらの老人クラブに活動助成金を交付しています。



## 寿商品券等贈呈・100歳訪問

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照  
高齢者支援課高齢者福祉係…………… ☎3578-2391  
FAX3578-2419

高齢者の長寿を祝して、区内共通商品券をお贈りします。対象者は、77歳（喜寿）、80歳（傘寿）、88歳（米寿）、90歳（卒寿）、99歳（白寿）の人です（9月15日現在）。100歳以上の人には、記念品と花束をお贈りします。このうち、100歳の人（3人程度）には区長が直接自宅を訪問し、記念品と花束をお贈りします。

※高齢者人口の増加や健康寿命の延伸等により、70歳までの就労機会の確保が求められるなど、高齢者の社会的役割も大きく変化しており、他区の贈呈内容も踏まえ、令和5年度から「70歳（古希）」の人への贈呈を廃止することとしました。

## 仕事

### シルバー人材センター

(公社)港区シルバー人材センター…………… ☎5232-9681  
FAX5232-9680

健康で働く意欲のあるシニアに対して、仕事や社会奉仕活動を通じて生活感の充実を図るとともに、シニアの力を生かした活力ある地域社会づくりをめざしています。

(公社)港区シルバー人材センターでは、区内の事業所や個人家庭、公共団体等からシニアにふさわしい仕事を受注し、会員はその仕事の中から自分の希望する仕事を行うこととなります。

港区に居住する60歳以上で、健康で働く意欲のある人なら、誰でも入会できます。年会費（2000円）が必要です。

毎月第2・3火曜に入会説明会および面談を行っています。電話またはシルバー人材センターホームページから事前にお申し込みください。

入会説明会に参加できない場合は、(公社)港区シルバー人材センターホームページからWEB入会手続きが可能です（別途入会面談は必要です）。

#### ▶主な仕事事例

##### ●各種事務

一般事務、経理事務、パソコンデータ入力業務、試験監督員、選挙事務業務

##### ●児童登下校誘導業務

##### ●管理・受付

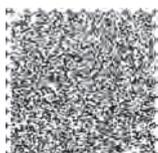
駐車場・駐輪場・公共施設の受付管理

##### ●街歩き、歴史ガイド事業

##### ●植木の剪定、庭の除草等

##### ●リビングサービス

簡単な修繕、網戸の張替え、包丁研ぎ、家具の移動等



##### ●ソーイングサービス

エプロン、袋物等の小物の作成と販売、洋服のお直し

##### ●福祉・家事援助サービス

家庭の掃除・食事の支度、話し相手、着付け等

##### ●筆耕

宛名書き（毛筆・ペン）、賞状書き（全文・部分）等

##### ●軽作業

ビル等の共用部分の清掃、ダイレクトメールの封入作業

##### ●孫の手サービス

60歳以上の高齢者、障害者のためのサービス

電球交換、網戸の清掃、衣替え、話し相手等

##### ●パソコン・スマートフォン教室、カルチャー講座

上記以外の仕事の依頼も随時受け付けています。

お気軽にお問い合わせください。

<https://www.minato-sc.or.jp>

メールアドレス [info@minato-sc.or.jp](mailto:info@minato-sc.or.jp)



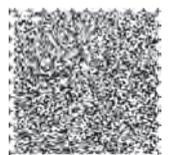
# 日常のサービス

サービス	内容	連絡先
はり・マッサージサービス	はり・マッサージサービスをいきいきプラザおよび、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで行っています。日時・会場等は、「広報みなと」でお知らせします。 <b>対象</b> 65歳以上 <b>利用料金</b> 1回 1000円	高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6
無料入浴券の給付	年間最大52枚（申請月により異なります）の無料入浴券を給付します。 <b>対象</b> 70歳以上	各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6
紙おむつの給付・おむつ代の助成	<b>紙おむつの給付</b> <b>対象</b> 寝たきり及び失禁状態にあり、介護認定で要支援1以上の人 ※月500円の利用者負担があります。 <b>おむつ代の助成</b> <b>対象</b> 区の給付するおむつの使用を認めない医療機関に入院している、介護保険法に定める要介護認定で要支援1以上の人 <b>助成金額</b> 申し込み月以降月額1万円を限度に、請求に基づき助成します。 ※紙おむつの給付とおむつ代の助成は同時に利用できません。	
救急通報システム	家庭内で急病や火災等の緊急事態に陥ったとき、または一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。 <b>対象</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の人 <b>利用料金</b> 月額400円（生活保護受給者および住民税非課税者は無料）。 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い間一人になる人についてもご相談ください。	
福祉キャブの運行	寝たまま、または車いすに乗ったまま利用できる昇降装置付きタクシーの運行を行います。 <b>対象</b> (1) おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用する事が困難な人 (2) 介護保険の第2号被保険者で要介護認定「要支援1」以上の人 <b>運行時間</b> 24時間年中無休 <b>利用範囲</b> 出発地または到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市 <b>利用方法</b> 希望日の1カ月前から予約を受け付けます。交付された福祉キャブ利用カード番号を告げて予約してください。 <b>利用料金</b> タクシーと同額 ※介助者を依頼した場合、介助者1人の利用料のうち、半額を助成します。	各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 または各高齢者相談センター P.147参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6
緊急移送サービス	夜間の緊急時等福祉キャブの利用が困難な場合に、民間救急事業者の車両（福祉キャブと同等の昇降装置付タクシー、24時間運行）が利用できます。 <b>対象</b> 福祉キャブ利用登録をしている人 <b>利用方法</b> 福祉キャブと同じ。ただし、原則当日申し込み。 <b>費用等</b> ハイヤー料金と同額 7000円を限度に利用料金の70%を助成します。 ※車いす・寝台の利用料金全額を助成します。	
訪問電話	訪問電話相談員が定期的に電話することにより、安否の確認をするとともに各種の相談に応じます。 <b>対象</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは世帯全員が65歳以上で近隣に親族が居住していない人	
家具転倒防止器具等助成制度	災害時の家具転倒等による人的被害を最小限に抑えることを目的として、家具転倒防止器具等助成制度を実施しています。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課協働推進係 P.24・25参照 防災課地域防災支援係 ☎3578-2516
家具転倒防止器具等取付支援制度	「家具転倒防止器具等助成制度」により器具の助成を受けた高齢者世帯を対象に、取り付けの支援をします。 →「いざというときのために」(P.10)を参照	各総合支所協働推進課協働推進係 P.24・25参照 防災課地域防災支援係 ☎3578-2516

いきいきとすごす



高齢者



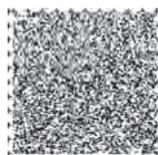
# 介護・通所・訪問サービス

サービス	内容	連絡先
認知症高齢者等 おかえりサポート事業	認知症により徘徊の恐れがある高齢者等に、登録番号が入ったキーホルダーとアイロンシールを配付し、衣類や持ち物につけます。夜間・休日とも24時間365日体制で登録者が発見された場合に、発見者が委託事業者へ登録番号を伝え、委託事業者が身元を確認し緊急連絡先に繋がります。また、登録者は認知症による徘徊に起因する事故に係る認知症高齢者等賠償責任保険に加入できます。 <b>対象</b> (1)65歳以上の在宅で認知症により徘徊の恐れがある人 (2)65歳未満の在宅で若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人 ※いずれも迎えに行ける介護人等がいる人	各総合支所区民課保健福祉係 <b>P.24・25参照</b> または各高齢者相談センター <b>P.147参照</b> 高齢者支援課在宅支援係 <b>☎3578-2400~6</b>
徘徊探索支援	認知症徘徊により行方不明となった場合、24時間体制で探索サービスを行い、その場所を家族等にお知らせします。 <b>対象</b> 65歳以上の在宅の高齢者で探索機器が必要と認められる人 ※迎えに行ける介護人等がいる人 ※利用者負担があります。	
理美容サービス	65歳以上で介護認定で要介護3以上の人に、年6回まで自宅で出張理美容サービスを行います。 ※1回500円の利用者負担があります。	
寝具乾燥等消毒	65歳以上で介護認定で要介護3以上の人が使用している寝具の乾燥消毒を、年12回(うち1回は水洗い)行います。 ※利用者負担があります。	各高齢者相談センター <b>P.147参照</b> 高齢者支援課在宅支援係 <b>☎3578-2400~6</b>
家事援助サービス	日常生活を営むことに支障のある高齢者に、衣類の洗濯、掃除、買い物等の家事援助をするホームヘルパーを派遣します。 <b>対象</b> 65歳以上のひとり暮らしまたは世帯全員が65歳以上の自立判定者(介護認定の未認定者を含む)、基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者、介護認定で要支援1・2の人 ※所得に応じた利用者負担があります。 ※ご家族の仕事等の理由で、日中、長い時間お一人になる人についてもご相談ください。	
緊急一時介護人派遣	65歳以上のひとり暮らしまたは世帯全員が65歳以上の人が、急病等で一時的に日常生活に支障をきたしたときに、家事援助や身体介護をするホームヘルパーを派遣します(基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者、介護認定で「要介護」・「要支援」と認定されている人は除きます)。 ※所得に応じた利用者負担があります。	
通院支援サービス	病院内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービスを提供します。 <b>対象</b> 介護認定で要介護1以上の人で、ケアプランに訪問介護(通院介助)または定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人 ※所得に応じた利用者負担があります。	高齢者支援課高齢者施設係 <b>☎3578-2420~2424・2412</b>
認知症高齢者 介護家族支援事業	「ありすの杜きのご南麻布」で認知症高齢者を短期間受入れ、介護者が疲弊するのを未然に防止し、認知症高齢者が在宅での生活を続けられるよう支援します。また、認知症高齢者の放置、虐待等の緊急事態にも対応することで、認知症高齢者自身の安全を確保します。 詳しくは、高齢者支援課高齢者施設係へ直接お問い合わせください。 →「施設・ダイヤルガイド」(P.146)を参照 <b>対象</b> 休養が必要と認められる認知症高齢者を介護する家族 <b>利用料金</b> 認知症高齢者1泊 宿泊料5000円と食事代1600円 ※その他特に経費を必要とした場合は実費負担があります。	

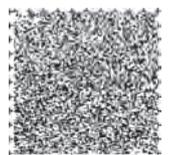
いきいきと暮らし



高齢者



サービス	内容	連絡先
宿泊 デイサービス事業	<p>デイサービス利用者の家族に休息が必要なときや、緊急時に対応するため、デイサービスから引き続き宿泊できるようにし、在宅で介護をする家族の負担軽減を図ります。</p> <p>詳しくは、芝または台場高齢者在宅サービスセンターへ直接お問い合わせください。 →「施設・ダイヤルガイド」(P.146)を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎対象 デイサービス利用者の家族</li> <li>◎利用可能日 原則1泊で、利用可能日は月～金曜</li> <li>◎利用料金 1泊5000円(夕食・朝食込み)</li> </ul> <p>※利用希望日現在、芝または台場高齢者在宅サービスセンターの通所介護サービスを利用している人。医療対応が必要な人や夜間徘徊等の行動障害のある人は対象になりません。</p>	<p>芝または台場高齢者在宅サービスセンター P.146参照 高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420～2424・2412</p>
会食サービス	<p>週1回、各いきいきプラザ、芝浦アイランド児童高齢者交流プラザおよび台場高齢者在宅サービスセンターで昼食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎対象 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯の人</li> <li>◎利用料金 1食400円以内の利用者負担があります。 生活保護受給者は1食200円以内。</li> </ul>	<p>高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6</p>
配食サービス	<p>週7食までご自宅に食事をお届けし、同時に安否確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎対象 65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯等、食事作りが困難な人</li> <li>◎利用料金 1食270円～480円の利用者負担があります。</li> </ul> <p>※ご家族の事情で、日中、長い時間一人になる人についてもご相談ください。</p>	<p>各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 または各高齢者相談センター P.147参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6</p>
おむすびサービス (有償在宅福祉サービス)	<p>日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎利用会員 高齢や障害、病気・けが等、何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人。原則、区内在住者 年会費:2000円</li> <li>◎協力会員 サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可) 年会費:初年度2000円、更新時1000円</li> <li>◎賛助会員 この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援していただける人または団体 年会費:1口2000円(何口でも可) ※事前に会員登録が必要です。</li> <li>◎活動内容 一緒に行う日常の家事の手伝いや買物、外出や通院の付き添い、話し相手等。 ※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。 ※おためし利用についてもご相談をお受けしています。</li> <li>◎活動時間 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前9時～午後5時 ※1回の活動は、原則2時間以内です。(通院等の付き添いについては応相談)</li> <li>◎料金 1時間800円・1200円 ※活動に交通費がかかる場合は、利用会員の負担となります。</li> </ul>	<p>(社福)港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 ☎6230-0284</p>



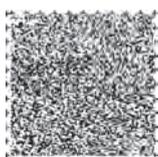
# その他の助成・給付等

サービス	内容	連絡先
日常生活用具の給付 (高齢者)	<p>外出や入浴時に転倒等の不安がある高齢者に、日常生活用具を給付します(入院者、施設入所者等を除く)。 申請後、給付を受ける前に、港区が協定を締結した福祉用具事業者が、用具を安全かつ効果的に利用できるか確認するために事前調査を行い、その結果を考慮して給付の可否を決定します。</p> <p>◎対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行補助用具(シルバーカーまたは杖) <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で用具を使用することで歩行の安定を図ることができる人</li> <li>・介護保険のサービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人</li> </ul> </li> <li>※要介護認定で要支援1・2の認定を受けている場合は、この事業を利用することがケアプランに明記されている必要があります。</li> <li>※要介護認定で要介護1～5の認定を受けている場合は、介護保険のサービスを優先します。</li> <li>●入浴補助用具(入浴用椅子または浴槽内椅子) <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、用具を使用することで自力での入浴が安全に行うことができる人</li> </ul> </li> <li>※要介護認定を受けている場合は対象外</li> <li>●入浴補助具(滑り止めマット) <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で用具を使用することで自力での入浴が安全に行うことができる人</li> </ul> </li> <li>※申し込みは各用具について1人1回限りです。</li> <li>※利用者負担があります。</li> </ul>	<p>各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 または各高齢者相談センター P.147参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6</p>
高齢者 エアコン購入費 助成	<p>自宅にエアコンがない高齢者世帯に対し、エアコンの購入および設置に要する費用を助成することにより、夏季における高齢者の熱中症対策を支援します。</p> <p>◎対象</p> <p>区内在住で自宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンがない世帯で、次の要件の両方に該当する世帯</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯、 または65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、 または65歳以上の高齢者と障害者のみで構成される世帯</li> <li>② 世帯員全員が住民税非課税または生活保護を受給している世帯</li> </ol> <p>◎対象機器</p> <p>壁、窓枠等に固定して設置するエアコン※自宅の構造上、設置困難な場合は可動式エアコンも対象</p> <p>◎助成上限額</p> <p>6万5000円(1世帯1回限り) ※エアコン購入費及び設置にかかった費用と6万5000円のいずれか少ない額が助成対象</p>	<p>各高齢者相談センター P.147参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6</p>
高齢者補聴器購入費 助成	<p>聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、高齢者の生活支援および社会参加の促進を図ります。</p> <p>◎対象</p> <p>次の全ての要件に該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 60歳以上の区内在住者</li> <li>② 区が指定する医療機関(補聴器相談医在籍)の医師が、補聴器の装用を認める人</li> <li>③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人</li> </ol> <p>◎対象機器</p> <p>補聴器本体(片耳1台分)およびその付属品(電池、充電器及びイヤモールド) ※区が指定する販売店(認定補聴器技能者在籍)で購入するものに限りです。</p> <p>◎助成額</p> <p>補聴器購入額(上限13万7000円) ※住民税課税の人は補聴器購入額の半額(上限6万8500円)</p>	<p>各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 または各高齢者相談センター P.147参照 高齢者支援課在宅支援係 3578-2400～6</p>
災害時避難行動 要支援者 登録事業	<p>◎対象 災害時に自分で避難することが難しい人(災害時避難行動要支援者)を対象に、地域の助け合いに活用する災害時避難行動要支援者登録名簿を作成し、所管の消防署、警察署、民生委員・児童委員、町会・自治会等に提供します。→「いざというときのために」(P.11)を参照</p>	<p>防災課地域防災支援係 ☎3578-2516</p>
救急医療情報キット P.13 「いざというときのために」	<p>かかりつけ医療機関・服薬内容・持病等、救急時に必要な情報をキット(専用の容器)に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時(119番出動)に備えます。</p> <p>◎対象 65歳以上の人、障害のある人、健康上不安を抱えている人等</p> <p>◎利用料金 無料</p>	<p>各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照</p>

いざいざというとき



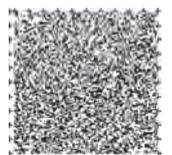
高齢者



サービス	内容	連絡先
高齢者 インフルエンザワクチン 予防接種事業	<p>○対象 12月31日時点で65歳以上の人 12月31日時点で60～64歳の人で次の1級の身体障害者手帳を所持している人 心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</p> <p>○接種費用 無料</p> <p>○接種期間 毎年10月1日～1月31日</p> <p>○お知らせ・予診票送付の時期 毎年9月下旬</p>	みなと保健所保健予防課 予防接種担当 ☎6400-0081
成人用 肺炎球菌ワクチン 予防接種事業	<p>○対象 年度中に65歳になる人 年度中に60歳になる人で次の1級の身体障害者手帳を所持している人 心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</p> <p>○接種費用 一部助成</p> <p>○接種期間 通年</p> <p>○お知らせ・予診票送付の時期 対象となる年度の4月当初</p>	みなと保健所保健予防課 予防接種担当 ☎6400-0081

## 住まい

サービス	内容	連絡先
区立高齢者集合住宅	<p>高齢者に配慮した設備を備え、万一の場合等に必要な対応をする生活協力員が居住する住宅です。</p> <p>○対象 困窮する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯</p> <p>○募集 「広報みなと」でお知らせします。</p>	高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2420
ケアハウス	<p>食事の提供、入浴の準備、各種の生活相談等を行う介護の必要のない人を対象とする自立型ケアハウスと介護の必要な人を対象とする介護対応型ケアハウスの2種類があります。</p>	
グループリビング (高齢者見守りつき住宅)	<p>自宅と同じように生活する見守りつきの住宅です。必要に応じて訪問介護やデイサービス等の介護保険サービスを利用しながら、要介護状態でも自宅での生活が継続できます。詳しくは、グループリビングへ直接ご連絡ください。 →「施設・ダイヤルガイド」(P.147)を参照</p>	
サービス付き 高齢者向け住宅	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる住宅</p>	各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6
民間賃貸住宅 入居支援	<p>住み替えが必要で、新たな住まいに困窮している高齢者世帯に対し、民間賃貸住宅の紹介、債務保証会社の紹介と初回保証委託料の一部助成、入居費用の一部助成を行い、高齢者世帯の良好な居住環境の確保を支援します。</p> <p>○対象 ・65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成する世帯 ・独立して日常生活を営むことができる世帯等 ・その他の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	
自立支援 住宅改修給付	<p>手すりの取り付け、段差解消等の工事費用を助成します(介護保険の給付を優先します)。 ※所得に応じた費用負担があります。</p> <p>○対象 65歳以上で住宅の改修が必要と認められる人 ※工事着工後の申請はできません。その他の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	
高齢者昇降機設置費 助成	<p>階段昇降機またはホームエレベーターの購入および設置に要する工事費用を助成します。</p> <p>○対象 65歳以上の要支援1以上で住宅内で日常的に昇降する必要性のある人</p> <p>○助成限度額 133万2000円(所得に応じた費用負担があります) ※工事着工後の申請はできません。その他の対象要件があります。詳しくはお問い合わせください。</p>	



サービス	内容	連絡先														
共同住宅 バリアフリー化 支援	高齢者が多く居住する共同住宅の共用部分のバリアフリー化改修工事に要する費用の一部を助成します。	各総合支所区民課保健福祉係 P.24・25参照 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2400～6														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象工事</th> <th>助成対象 限度額</th> <th>助成限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出入口・廊下等の段差解消</td> <td>70万円</td> <td rowspan="6">対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1</td> </tr> <tr> <td>出入口・階段・廊下等の手すりの設置</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>床のノンスリップ化</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>段差解消機の新設</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>エレベーターの新設</td> <td>2000万円</td> </tr> <tr> <td>既存エレベーターのバリアフリー化改修</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> <p> <b>対象</b> 65歳以上の高齢者を含む世帯が、居住世帯全体の25%を超える共同住宅            ※工事着工後の申請はできません。            ※その他の対象要件や募集期間がありますので、お問い合わせください。         </p>		助成対象工事	助成対象 限度額	助成限度額	出入口・廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1	出入口・階段・廊下等の手すりの設置	70万円	床のノンスリップ化	70万円	段差解消機の新設	800万円	エレベーターの新設	2000万円
助成対象工事	助成対象 限度額	助成限度額														
出入口・廊下等の段差解消	70万円	対象工事に係る経費と助成対象限度額を比較して、いずれか少ない額の2分の1														
出入口・階段・廊下等の手すりの設置	70万円															
床のノンスリップ化	70万円															
段差解消機の新設	800万円															
エレベーターの新設	2000万円															
既存エレベーターのバリアフリー化改修	300万円															
不動産担保型 生活資金	現に居住している自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産を担保として必要な生活資金を貸し付けます。 <b>対象</b> 所得の少ない高齢者世帯で生活資金にお困りの人 ※対象となる不動産には要件があります。	(社福)港区社会福祉協議会 生活支援係 ☎6230-0282														

## 相談

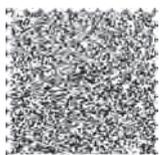
### 福祉・高齢者・障害者等

相談名	相談内容	相談日時等	相談場所	申し込み・問い合わせ	相談員
福祉相談	高齢者の生活や介護保険等に関する相談、障害者の生活やサービス等に関する相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 麻布地区 赤坂地区 高輪地区 芝浦港南地区	☎3578-3161 ☎5114-8822 ☎5413-7276 ☎5421-7085 ☎6400-0022	
認知症等の相談	①認知症がある高齢者の相談 ②精神科医師によるこころの健康相談(予約制)	①随時 ②月4回 詳細はお問い合わせください	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 麻布地区 赤坂地区 高輪地区 芝浦港南地区 各高齢者相談センター 健康推進課地域保健係	☎3578-3161 ☎5114-8822 ☎5413-7276 ☎5421-7085 ☎6400-0022 ☎6400-0084	
高齢者の総合相談	地域の高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援	午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始は午後5時まで 在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。	芝地区高齢者相談センター 麻布地区高齢者相談センター 赤坂地区高齢者相談センター 高輪地区高齢者相談センター 芝浦港南地区高齢者相談センター	☎5232-0840 ☎3453-8032 ☎5410-3415 ☎3449-9669 ☎3450-5905	

いきいきとすこす



相談



相談名	相談内容	相談日時等	相談場所	申し込み・問い合わせ	相談員
高齢者虐待の相談	高齢者虐待の相談・家族支援	月～金曜 午前8時30分～午後5時	各総合支所区民課保健福祉係 芝地区 ☎3578-3161 麻布地区 ☎5114-8822 赤坂地区 ☎5413-7276 高輪地区 ☎5421-7085 芝浦港南地区 ☎6400-0022		
		午前9時～午後7時30分 日曜、祝日、年末年始は 午後5時まで	芝地区高齢者相談センター ☎5232-0840 麻布地区高齢者相談センター ☎3453-8032 赤坂地区高齢者相談センター ☎5410-3415 高輪地区高齢者相談センター ☎3449-9669 芝浦港南地区高齢者相談センター ☎3450-5905		
高齢者の仕事の相談	就業を通して「生きがい」や「社会参加」を希望する人の相談等	毎月第2月曜 午後1時～4時	区役所 区民相談室	(公社) 港区シルバー人材センター ☎5232-9681	港区シルバー人材センター 相談員
在宅医療・療養に関する相談	在宅医療・療養に関する相談	月～金曜(土曜・日曜、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時	港区在宅療養相談センター ☎6435-0758 FAX5476-0208		

## (社福)港区社会福祉協議会が行う福祉サービス (社福)港区社会福祉協議会……☎6230-0280

(社福)港区社会福祉協議会では、各運営・活動に関する相談や情報提供・費用の助成等を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

### ▶ 小地域福祉活動推進事業 (みんなと地域の福祉活動)

社会的孤立等の地域の課題に対して、地域住民の参加と関係機関等との連携により解決しようとする具体的取り組みや、それに向けた過程に対して、(社福)港区社会福祉協議会が情報提供・相談支援・活動費助成等を行います。

活動の始め方には、サロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議があります。

### ▶ 車いすの貸出

区内在住の高齢者等が、けが等で一時的に車いすが必要になった場合に、短期貸出(7日以内 無料)、一般貸出(3カ月以内 維持管理協力費1000円)、延長貸出(3カ月以内 同500円)を(社福)港区社会福祉協議会の他、地域の車いすステーションで行っています。

短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され、維持管理協力費を負担していただきます。生活保護受給世帯等への免除制度についてはお問い合わせください。

※要介護認定で要介護2以上と認定されている人または認定される見込みのある人は、介護保険の福祉用具貸与をご利用ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くまでの間などは、利用することができます。

### ▶ コミュニティソーシャルワーカー

介護、育児、障害、ひきこもり等、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいのか分からずに困っている場合や、地域に心配な人がいる場合等に、(社福)港区社会福祉

協議会の職員がコミュニティソーシャルワーカーとして、一緒に解決方法を考えます。

### ▶ 総合的な福祉サービス利用援助事業

区内で在宅生活をされており、高齢・知的障害・精神障害・身体障害等のために、福祉サービスの利用援助が必要な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類等のお預かりを行い、地域で安心した生活が送れるようお手伝いします(自分の意思で契約できる人が対象です)。

### ▶ 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等で、福祉サービス等の契約や意思決定が困難な人の権利や財産を保護する制度です。成年後見制度に関する相談や申立て手続き等の説明、後見人等のサポート、法人後見事業、講演会や講座等を行っています。

### ▶ 在宅重度障害者(児)への見舞品贈呈

対象者は港区に在住し、心身障害者福祉手当または児童育成手当(障害手当)の受給者で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度を所有している人、および脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人です。

希望者(対象者)に見舞品として区内共通商品券3000円分を贈呈します。

※見舞品を希望する人は「広報みなと」や(社福)港区社会福祉協議会ホームページをご確認の上、お申し込みください。

